

積算内訳書の作成における取扱いについて

益子町 総合政策課 財務係

益子町の入札時における積算内訳書について、令和7年度からの取扱いを以下のとおりと致しますのでご注意ください。

○ 入札書及び積算内訳書の作成等にあたっての留意事項

- (1) 積算内訳書の様式は、原則として、益子町が提示する積算内訳書とすること。
(益子町ホームページからダウンロードできます。ホーム>ビジネス産業>入札・契約情報>競争入札の設計図書閲覧)
- (2) 積算内訳書の提出後は、これを書換え、引替え又は撤回することはできないこと。
- (3) 建設工事について、入札額（税抜）が予定価格を超えるものは無効とするため、見積額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
- (4) 積算内訳書の内容について、益子町から詳しい積算根拠等の説明を求める場合があること。
- (5) 下記の条件を満たしていない場合は、当該入札を無効とすることがあります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 積算内訳書の合計金額（税抜）と入札額（税抜）が一致していること。<ul style="list-style-type: none">・ 積算内訳書合計額（税抜）と入札書記載金額（税抜）が一致していること。② 記載すべき項目を満たしていること。<ul style="list-style-type: none">・ 積算内訳書に「会社名」「代表者名」「件名」「場所」が明記され、代表者印が押印されていること。③ <u>一括値引きがないこと。</u><ul style="list-style-type: none">・ 積算内訳書合計額（税抜）算出の際に、一括して値引きをしていないこと。
(各項目で値引き・調整されているものは可とする。)④ その他、積算内訳書として不備がないこと。<ul style="list-style-type: none">・ 各項目の計が積算内訳書合計額（税抜）と一致していること。 |
|--|

- (6) その他、不明な点については、益子町総合政策課財務係にお問合せください。